特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	児童手当に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
東栄町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
東栄町長

公表日
平成29年11月1日

［平成26年4月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、家庭等の生活の安定に寄与し、及び次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を対象に監護生計要件を満たす父母等（児童が施設に入所している場合は施設の設置者等）に対し、法で定める額の手当を支給する。 番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。 ①父母指定者の届出の受理、届出に係る事実の審査 ②受給資格者からの認定の請求の受理 ③認定の請求に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認、所得の確認、被用者・非被用者の別の確認、上記以外の内容の確認） ④児童手当の額の改定の請求又は届出の受理、請求又は届出に係る事実の審査 ⑤現況の届出の受理、届出に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認、、所得の確認、被用者・非被用者の別の確認、上記以外の内容の確認） ⑥氏名、住所等の変更の届出の確認、受理 ⑦受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、届出に係る事実の審査 ⑧未支払の児童手当の請求の受理、請求に係る事実の審査 ⑨受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ⑩官公署等に対する必要な資料の提供等の請求
③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法　第9条第1項、別表第一 第56項 番号法別表第一命令　第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ 番号法第19条第7号　別表第二　（第74，75項） 番号法別表第二命令　第40条 ＜情報提供の根拠＞ 番号法第19条第7号　別表第二　（第20，30，87項） 番号法別表第二命令　第19、44条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉課
②所属長	住民福祉課長　原田　英一

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒449-0292 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地 総務課　電話：0536-76-0501

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒449-0292 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地 住民福祉課　電話：0536-76-0503

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月1日	5　①部署	福祉課	住民福祉課	事後	
平成29年11月1日	5　②所属長	福祉課長　原田　英一	住民福祉課長　原田　英一	事後	
平成29年11月1日	8　連絡先	福祉課　電話:0536-76-1815	住民福祉課　電話:0536-76-0503	事後	
平成29年11月1日	Ⅱ-1　いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成29年11月1日	Ⅱ-2　いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	